

## 平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業 委託事業者審査要領

この要領は、熊本県が実施する「平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業」委託に係る委託事業者を選定するために行う事業者の審査について、必要な事項を定めるものである。

### 1 審査機関の設置

- (1) 委託事業者の審査機関として、「平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業委託事業者審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会では、提出された提案の内容について審査委員が審査を行う。
- (3) 審査委員は審査項目（別紙「審査項目及び配点」）ごとに評価、採点を行うものとする。

### 2 プレゼンテーションの実施方法

- (1) 事業者あたりの説明時間は20分以内とし、説明後、事業者に対する質疑時間を適宜設定する。
- (2) 追加資料の提出は禁止する。

### 3 審査項目及び配点

別紙「審査項目及び配点」のとおり

### 4 委託先候補者の決定

- (1) すべてのプレゼンテーション参加事業者の審査終了後、各委員の審査結果を集計し、委託先候補者を決定する。審査結果上位の事業者が辞退した場合は、次点の事業者が繰り上がりとなる。ただし、記載されている審査項目（審査のポイント）については、全てを満たすことが前提であり、また、審査委員の平均点が60点に満たない場合は選定しない。
- (2) 審査の結果、同一得点の事業者が2者以上ある場合は、審査委員の協議のうえ決定する。

### 審査項目及び配点

次に掲げる項目に基づき、各審査委員が審査項目ごとに6段階評価(A, B, C, D, E, F)を行い、各審査項目の配点数に評価ごとの乗率を乗じて得られた合計点数で審査する。

乗率：A(非常に優れている)=10/10、B(優れている)=8/10、C(普通)=6/10、D(やや劣っている)=4/10、E(劣っている)=2/10、F(全く満たしていない)=0/10

審査項目	審査のポイント	配点
1 事業実施の能力及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織としての業務受託能力があるか。</li> <li>・発達障がい者に対する相談支援について実績があるか。</li> <li>・発達障がいのある中高生への相談・支援に一定程度の実績があるか。</li> </ul>	10
2 発達障がいに対する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の受託を希望する動機が、発達障がいの課題等を踏まえた積極的なものとなっているか。</li> <li>・発達障がいを取り巻く諸問題として、現状と課題を広くかつ深く認識しているか。</li> <li>・学校における発達障がいを持つ生徒を取り巻く現状や課題について、具体的に認識しているか。</li> </ul>	10
3 実施体制	(全体) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の取組方針は、事業の目的に沿ったものとなっているか。</li> <li>・事業に支障が出ないように、事業者内での連絡・調整体制が取られているか。</li> </ul>	15
	(特別支援相談員の配置計画) <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員の事業遂行に係る責任者は明確になっているか。</li> <li>・相談員は社会福祉士の資格を所持しているか。その他にも、心理関係の資格(精神保健福祉士等)を所持しているか。</li> <li>・相談員は発達障がい者に対する相談支援について実績があるか。また、発達障がいのある中高生への相談・支援に一定程度の実績があるか。</li> <li>・相談員の配置は、勤務形態(常勤等)や人数等の点で業務遂行に支障はないか。</li> </ul>	20
4 事業内容毎の具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容毎の実施内容は、それぞれ実施のポイントを複数挙げた具体的なものとなっているか。</li> <li>・「校内支援体制整備に関する助言及び支援」では、県内私立学校の現状を踏まえた内容となっているか。また、校内支援体制の充実のため、各学校を月1回以上訪問、又は連絡を取り合う業務内容となっているか。</li> </ul>	30
5 業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約から業務開始、業務完了までのスケジュールは具体的かつ的確に示されているか。</li> </ul>	5
6 見積り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的で妥当と認められる経費が見積もられているか。</li> </ul>	5
7 個人情報保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取扱いに十分な配慮がなされ、適切な対策が示されているか。</li> </ul>	5
合 計		100